

用途地域内の建築物の用途制限一覧表

用途地域内の建築物の用途制限		用途地域													備考			
<p>○ 建てられる用途 × 建てられない用途</p> <p>①②③④▲■ 面積、階数等の制限あり △ 小泉工業団地地区地区計画を参照 ▲ 奈良県中央卸売市場地区地区計画を参照</p>		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	小泉工業団地地区地区計画	奈良県中央卸売市場地区地区計画		
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲当該区域内の従事者の居住に限る
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
店舗等の床面積が1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
ホテル、旅館	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
遊戯施設、風俗施設	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下
カラオケボックス等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲客席200㎡未満
キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
自動車教習所	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
倉庫業倉庫	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
自家用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ■ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ■ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下
自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
火薬、石油類、ガスなど の危険物の貯蔵・処理の量	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	○	③	③	○	○	○	○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

(注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。詳しくは、建築基準法をご覧ください。